

第81期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

マルハニチロ株式会社

（証券コード：1333）

●株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を2025年6月25日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社グループでは地球環境や社会が急速に変化する中、これからの100年も持続可能な企業であり続けるため、2025年度よりグループ理念体系を新たにいたしました。

また、当社グループは2025年度を開始年度とする新中期経営計画「For the ocean, for life 2027」をスタートさせております。消費者起点のバリューサイクルをグローバルに展開し、「持続的なタンパク質の提供」と「健康価値の創造」の実現を通じて、様々な社会課題に対しソリューションを提案し続けることで、企業価値の向上と持続的成長に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月3日

取締役社長 池見 賢



パーパス

For the ocean, for life

海といのちの未来をつくる

パーパスストーリー

海と自然の恵みと共に歩んできた私たちが、時代を越えて受け継いできた想い。

それは、あらゆる生命の源である海への敬意。いのちを支え、つなげる誇り。

こころとからだを満たし、生きる活力を与える喜び。

私たちはそんな想いを胸に、「食」の先にあるしあわせの可能性に挑んできました。

未来に向けた私たちの願い。

それは、人だけでなく地球全体が健康になれる「食」を世界中に広げること。

生態系を守り、豊かな自然の恵みを次の世代へと引き継いでいくこと。

その先に広がるしあわせのために、私たちは挑戦し続けます。

ミッション

私たちは誠実を旨とし、本物・安心・健康な

「食」から広がる豊かなくらしとしあわせに貢献します。

(証券コード：1333)
2025年6月3日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲三丁目2番20号
マルハニチロ株式会社
取締役社長 池 見 賢

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第81期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」欄に「マルハニチロ」又は「コード」欄に当社証券コード「1333」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使のご案内」に従って、書面（議決権行使書用紙）又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール
3. 目的事項	報告事項 1. 第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社法に基づく内部統制体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- 従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象となった書類の一部であります。
- ◎書面（郵送）とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に賛成として取り扱うことといたします。
- ◎電子提供措置事項に、修正をすべき事項が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 個

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第5～8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案、第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

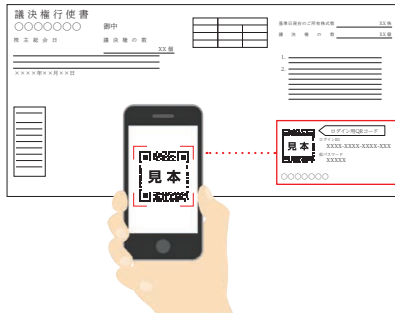
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

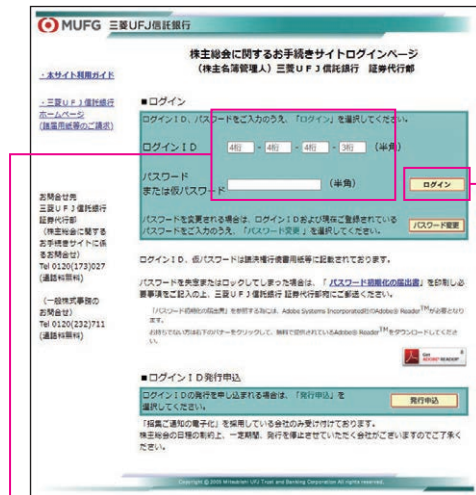
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で、操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第81期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

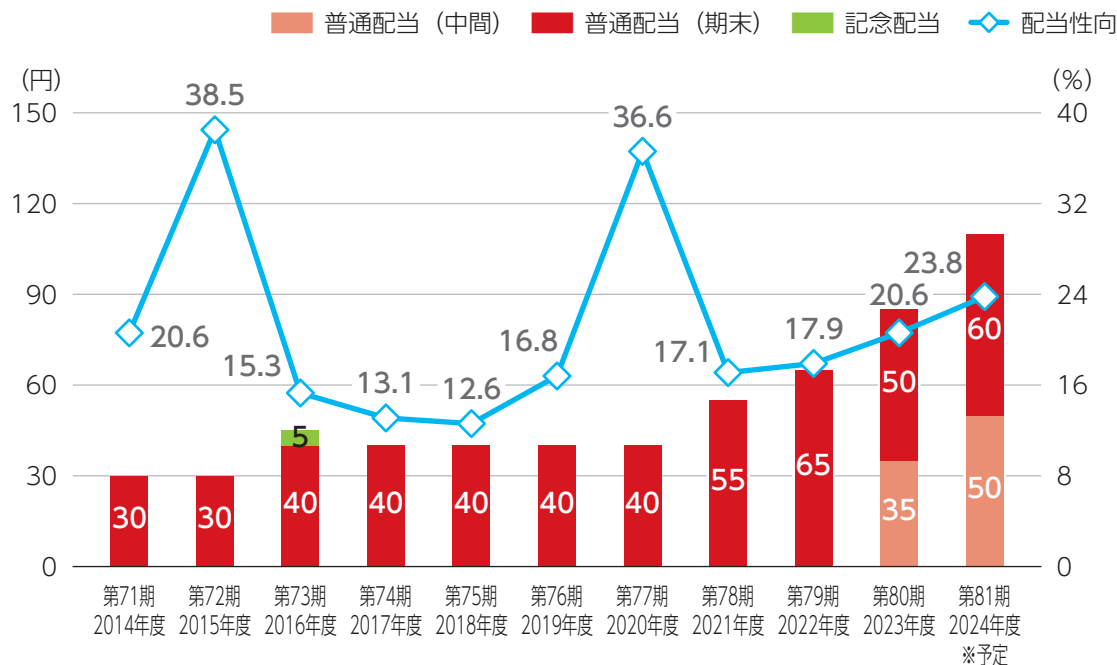
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき60円 総額3,032,237,280円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

(ご参考) 1株あたり配当金推移と配当性向



1. 変更の理由**(1) 商号変更**

当社は、地球環境や社会が急速に変化する中、次の100年に向け持続的な成長を実現していくため、海を起点とした価値創造力で「食」を通じて人も地球も健康にする「ソリューションカンパニー」を目指し、商号を「マルハニチロ株式会社」から「Umios株式会社」とし、定款第1条（商号）を変更いたします。なお、商号変更の効力発生日については、2026年3月1日といたします。

(2) 所在地変更

当社は、次の100年に向けて、企業変革を推進し、人と地球に優しい未来のくらしづくりのための「新たな食」への挑戦を加速するため、本店所在地を変更することとし、これに伴い、定款第3条（本店の所在地）を変更いたします。なお、所在地変更の効力発生日については、2026年に開催される第82期定時株主総会までに開催される取締役会で決定する本店移転日といたします。

(3) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に基づき、取締役会における審議の充実と監督の独立性を高め、経営陣への権限移譲と迅速な意思決定による環境変化への対応力強化、及び企業価値の更なる向上を目指すため、監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、監査等委員会設置会社に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(4) 取締役の員数の上限設定

当社は、経営体制の適正化及び意思決定の迅速化のため、取締役の員数に上限を設けることとし、定款第18条（員数）を変更いたします。なお、取締役の員数の上限設定につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(5) 責任限定契約の締結対象者の拡大

当社は、社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第26条第2項を変更いたします。なお、責任限定契約の締結対象者の拡大につきましては、各監査役の同意を得ており、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、 <u>マルハニチロ株式会社</u> と称し、英文では <u>Maruha Nichiro Corporation</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>Umios株式会社</u> と称し、英文では <u>Umios Corporation</u> と表示する。
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>江東区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
(公告方法) 第5条 (条文省略)	(公告方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役の員数は、 <u>3名以上</u> とする。 (新設)	第18条 当社の取締役の員数は、 <u>15名以内</u> とする。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、株主総会の決議において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>④ 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から <u>代表取締役を選定する。</u>
② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めることとし、他に取締役会長1名を定めることができる。	② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を定めることとし、他に取締役会長1名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の省略) 第24条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第24条 (現行どおり)
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第25条 (条文省略)	(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度として限定する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度として限定する契約を締結することができる。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
<u>(員数)</u> 第27条 当社の監査役の員数は、3名以上とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 ② 監査役会は、常勤の監査役の中から常任監査役を選定することができる。	(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。 (削除)
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役の責任免除) 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度として限定する契約を締結することができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会 計 監 査 人	第 6 章 会 計 監 査 人
(選任方法) 第 <u>34</u> 条 (条文省略)	(選任方法) 第 <u>31</u> 条 (現行どおり)
(任期) 第 <u>35</u> 条 (条文省略)	(任期) 第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度) 第 <u>36</u> 条 (条文省略)	(事業年度) 第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(剰余金の配当等) 第 <u>37</u> 条 (条文省略)	(剰余金の配当等) 第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
(中間配当) 第 <u>38</u> 条 (条文省略)	(中間配当) 第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第 <u>39</u> 条 (条文省略)	(配当金の除斥期間) 第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附 則
	<u>(商号変更の時期)</u> 第 1 条 定款第 1 条の変更は、2026年 3 月 1 日に効力が生じるものとする。
	② 本条は、定款第 1 条の変更の効力発生日経過後にこれを削除するものとし、当該削除に伴い、次条以下の条数を繰り上げる。
	<u>(本店の所在地)</u> 第 2 条 定款第 3 条の変更は、2026年に開催される第82期 定時株主総会までに開催される取締役会で決定する本店移転日に効力が生じるものとする。
	② 本条は、定款第 3 条の変更の効力発生日経過後にこれを削除するものとし、当該削除に伴い、次条以下の条数を繰り上げる。

現 行 定 款	変 更 案
	(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第3条 2025年6月25日開催の第81期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条に定めるところによる。</u> ② <u>2025年6月25日開催の第81期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条に定めるところによる。</u> ③ <u>本条は、第81期定時株主総会終結の時から10年を経過した日後にこれを削除する。</u>

(ご参考) 商号変更について

当社グループは、水産業のパイオニアとして創業し、漁業会社として近代漁業と水産加工の礎を築き、その後総合食品企業としての基盤を固めてまいりました。今日、地球環境や社会が急速に変化する中、現在のビジネスモデルを超えた成長を実現するために、環境変化から生まれる社会課題に最適なソリューションを提供していくことで、次の100年も持続可能な企業であり続けたいという思いから、社名を変更することを決意しました。

当社は、コーポレート・アイデンティティを「海を起点とした価値創造力で「食」を通じて人も地球も健康にするソリューションカンパニー」と定め、この新たなアイデンティティに相応しく、世界の人々に親しみを持っていただけるようにという思いから、新社名を「Umios」といたします。

<新しい社名に込めた思い>

“umios (ウミオス)”とは、「umi」「one」「solutions」を組み合わせた造語です。
私たちのルーツである「umi」を起点に、ステークホルダーや社会全体、そして地球と一体「one」となって、「食」を通じて地球規模の社会課題を解決「solutions」していく決意を込めています。



umi

私たちのルーツである海を起点に価値を生み出していくという思い

one

ステークホルダーや社会全体、そして地球と一体となっていく意思

solutions

「食」を通じて地球規模の社会課題解決に挑むという決意

(ご参考) コーポレート・ガバナンスについて

<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>

当社グループは、さまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築し、持続的な成長と長期的な視野に立った企業価値の向上をめざします。そのため、意思決定の迅速化を図るとともに、チェック機能の強化を図り、経営の健全性、透明性、効率性を確保することを重要な課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組めます。

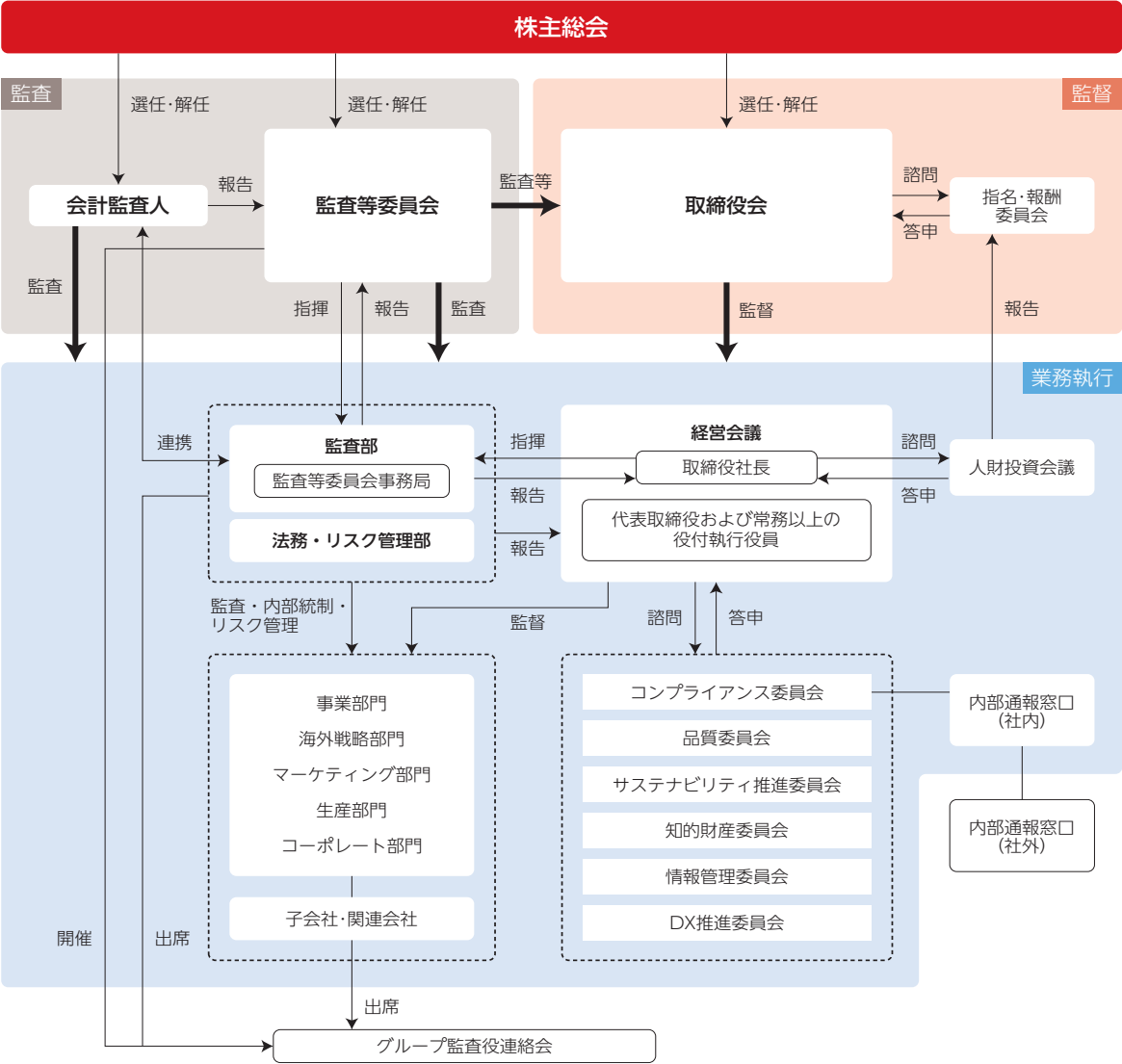
<過去の取組みの推移>

	2014年度～2017年度	2018年度～2021年度	2022年度～2024年度
グループガバナンス	2014 純粋持株会社から事業持株会社へ移行 2014 グループ理念浸透活動の開始 2015 コーポレート・ガバナンス・ガイドライン制定（以降、8回改訂）		
業務執行と 経営・監督の分離	2016 取締役の役付を廃止 2016 取締役会実効性評価を開始 2018 指名・報酬委員会設置 2019 女性社外取締役選任 →2023 1名増員 2023 外国籍社外取締役選任		
報酬制度	2016 業績連動報酬導入		2022 中期業績連動型株式報酬導入
リスクマネジメント	2014 リスク管理統括部（現在の法務・リスク管理部）新設 2015 グループリスクマネジメント基本計画策定開始		

<目指す姿>

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に基づき、取締役会の監督機能を強化し、モニタリングボードとするとともに、審議の充実と監督の独立性を高め、経営会議への権限移譲と迅速な意思決定による環境変化への対応力強化、及び持続的な企業価値の向上を目指します。

本定時株主総会後のコーポレート・ガバナンス体制（予定）



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者属性	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	いけ み まさる 池 見 賢	再任	男性	代表取締役社長	100% (16回／16回)
2	やす だ だい すけ 安 田 大 助	新任	男性	専務執行役員 海外戦略部門長、マーケティング部門長 マーケティング部、開発部、中央研究所、 ロジスティクス部 担当	—
3	こ かじ さとし 小 梶 聡	新任	男性	専務執行役員 加工食品セグメント長、生産部門長 生産企画部 担当	—
4	ひろ しま せい いち 廣 嶋 精 一	再任	男性	取締役常務執行役員 コーポレート部門長 人事部 担当	100% (16回／16回)
5	おく だ か つ え 奥 田 かつ枝	再任 社外 独立	女性	社外取締役	100% (16回／16回)
6	と の いけ よし こ 外ノ池 佳 子	再任 社外 独立	女性	社外取締役	100% (16回／16回)
7	ブラッドリー エドミスター Bradley Edmister	再任 社外 独立	男性	社外取締役	100% (16回／16回)
8	たか まつ のぶ ひこ 高 松 信 彦	再任 社外 独立	男性	社外取締役	100% (12回／12回)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

（注）高松信彦氏の取締役会への出席状況は、2024年6月25日就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号

1

いけ
み
池 見まさる
賢

1957年12月22日生

再任



所有する当社の株式数
7,400株

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

略歴、当社における地位

1981年 4 月	当社入社	2014年 4 月	当社執行役員
2008年 4 月	株式会社マルハニチロ食品海外部長	2014年 6 月	当社取締役
2009年 4 月	株式会社マルハニチロホールディングス 海外業務部部長役	2017年 4 月	当社常務執行役員
2011年 4 月	同社執行役員	2017年 6 月	当社取締役（現）
		2019年 4 月	当社専務執行役員
		2020年 4 月	当社代表取締役社長（現）

取締役候補者とした理由

入社以来、主に海外事業に従事し、株式会社マルハニチロ食品海外部長等を経て、2014年6月から2016年6月まで当社取締役、2017年4月から当社常務執行役員、2017年6月から当社取締役（現職）、2019年4月から当社専務執行役員、2020年4月から当社代表取締役社長（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営・事業戦略、グローバル経営、サステナビリティ、人事・人財開発及びDX・知財に関する業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。

同氏の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年（過去の取締役在任年数を含めた通算年数は10年）となります。

候補者番号

2

やす
だ
だい
すけ
安 田 大 助

1961年9月2日生

新任



所有する当社の株式数
3,500株

取締役会への出席状況
—

略歴、当社における地位

1985年 4 月	当社入社	2020年 4 月	当社執行役員
2014年 4 月	当社水産第一部長	2022年 4 月	当社常務執行役員
		2025年 4 月	当社専務執行役員（現）

担当

海外戦略部門長、マーケティング部門長、マーケティング部、開発部、中央研究所、ロジスティクス部

取締役候補者とした理由

入社以来、主に水産事業に従事し、当社水産第一部長等を経て、2022年4月から当社常務執行役員、2025年4月から当社専務執行役員（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営・事業戦略及びグローバル経営に関する業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

こ か じ
小 梶

さとし
聡

1961年5月30日生

新任



所有する当社の株式数
9,400株

取締役会への出席状況

—

略歴、当社における地位

2003年4月 株式会社ニチロ入社
2013年4月 株式会社マルハニチロ食品
商品技術開発部長
2014年4月 当社商品技術開発部長

2019年4月 当社執行役員
2022年4月 当社常務執行役員
2025年4月 当社専務執行役員（現）

担当

加工食品セグメント長、生産部門長、生産企画部

取締役候補者とした理由

入社以来、主に食品事業に従事し、当社商品技術開発部長等を経て、2022年4月から当社常務執行役員、2025年4月から当社専務執行役員（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と経営・事業戦略、グローバル経営及び研究・開発に関する業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

ひろ し ま せい い ち
廣 嶋 精 一

1962年1月5日生

再任



所有する当社の株式数
4,300株

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

略歴、当社における地位

1985年4月 当社入社
2017年4月 当社経理部長

2020年4月 当社執行役員
2023年4月 当社常務執行役員（現）
2023年6月 当社取締役（現）

担当

コーポレート部門長、人事部

取締役候補者とした理由

入社以来、主に経理、経営企画等の管理部門に従事し、当社経理部長等を経て、2023年4月から当社常務執行役員（現職）、2023年6月から当社取締役（現職）を務めており、当社における豊富な業務経験と法務・リスク、財務・会計、人事・人材開発及びDX・知財に関する業務を的確かつ公正に監督できる知識・能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としております。
同氏の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



所有する当社の株式数
700株

取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

略歴、当社における地位

1986年 4 月	三菱信託銀行株式会社入社	2018年 3 月	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人執行役員
1997年 9 月	株式会社緒方不動産鑑定事務所入所	2018年 6 月	株式会社セレスポ社外監査役
2000年11月	同社取締役	2018年 7 月	株式会社九段都市鑑定代表取締役
2006年 4 月	東京地方裁判所民事調停委員（現）	2021年 6 月	当社社外監査役
2009年 4 月	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師	2021年10月	株式会社シーアールイー社外取締役（現）（2025年6月2日退任予定）
2012年11月	イオン・リートマネジメント株式会社投資委員会外部委員（現）	2022年 6 月	株式会社セレスポ社外取締役（現）
2017年11月	株式会社九段緒方ホールディングス代表取締役	2022年12月	株式会社九段緒方総合鑑定代表取締役（現）
		2023年 6 月	当社社外取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に不動産鑑定業務を通じて豊富な経験と優れた見識を有し、また複数の企業で培われた会社経営の知見に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

同氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は4年となります。

候補者番号

6

と の い け よ し こ
外ノ池 佳 子

1971年1月26日生

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
20,200株

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

略歴、当社における地位

1997年4月 検事任官
2021年6月 明治大学法制研究所講師
2021年6月 大東通商株式会社社外取締役
2021年11月 弁護士登録

2021年11月 南木・北沢法律事務所入所
客員弁護士
2023年6月 当社社外取締役（現）
2023年10月 南木・北沢法律事務所パート
ナー弁護士（現）

重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏が再任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

7

ブラッドリー エドミスター

Bradley Edmister

1974年3月7日生

再任

社外

独立



所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

略歴、当社における地位

1999年9月 Sullivan & Cromwell法律事務所
入所
2000年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2007年4月 Milbank, Tweed, Hadley
& McCloy 法律事務所入所
2008年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科
講師（現）
2009年10月 Ropes & Gray 法律事務所入
所パートナー弁護士

2011年9月 Morgan, Lewis & Bockius
法律事務所入所パートナー弁
護士
2023年2月 Hogan Lovells 法律事務所入所
パートナー弁護士
2023年6月 当社社外取締役（現）
2025年3月 Venable法律事務所入所パー
トナー弁護士（現）

重要な兼職の状況

米国ニューヨーク州弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米国ニューヨーク州弁護士としての長年の活動を通して、M&A、プライベート・エクイティ、ジョイントベンチャーなどクロスボーダーM&A分野における豊富な経験と優れた見識を有していることから、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



所有する当社の株式数
3,000株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

略歴、当社における地位

1979年 4 月	新日本製鐵株式會社入社	2017年 4 月	新日鐵住金株式会社（現 日本製鐵株式会社）顧問
2008年 4 月	同社知的財産部長		
2011年 4 月	同社執行役員		トピー工業株式会社専務執行役員 社長補佐
2012年 4 月	同社顧問		
	ウジミナス社執行役員	2017年 6 月	同社代表取締役社長
2014年 8 月	同社副社長執行役員	2023年 6 月	同社取締役会長
2016年 4 月	新日鐵住金株式会社（現 日本製鐵株式会社）常務執行役員	2024年 4 月	同社取締役相談役
	ウジミナス社取締役	2024年 6 月	同社相談役（現）
		2024年 6 月	当社社外取締役（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり大手鉄鋼メーカーで知的財産業務、経営企画等を経験した後に、国際的に事業を展開する鉄鋼メーカーにおいて代表取締役社長として経営に携わる等、グローバルな会社経営の知見を有し、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点からのグループ経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合には、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しており、当社は、奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、後述ページに記載のとおりであります。
4. 当社と奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、Bradley Edmister氏及び高松信彦氏が社外取締役に再任され就任した場合は、当該契約の効力は継続いたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者が選任又は再任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2025年10月に更新する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者属性	性別	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	おおのたいいち 大野泰一	新任 社外 独立	男性	社外監査役	94% (15回／16回)	100% (9回／9回)
2	きむらよしお 木村吉男	新任 社外 独立	男性	社外監査役	100% (16回／16回)	100% (9回／9回)
3	やまざきむつみ 山崎睦	新任	男性	監査役	100% (12回／12回)	100% (6回／6回)

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

(注) 山崎睦氏の取締役会への出席状況及び監査役会への出席状況は、2024年6月25日就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。

候補者番号

1

お の た い い

大 野 泰 一

1963年1月5日生

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
0株

取締役会への出席状況
94% (15回/16回)

監査役会への出席状況
100% (9回/9回)

略歴、当社における地位

1986年4月 三菱信託銀行株式会社入社
2009年3月 三菱UFJ信託銀行株式会社
融資営業部長
2011年6月 同社審査部長

2012年6月 同社執行役員兼営業第1部長
2015年6月 同社常務執行役員
2021年4月 同社専務執行役員
2022年4月 同社顧問
2022年6月 当社社外監査役（現）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関における長年の経験と豊かな知識等、会社経営及び財務会計に関する豊富な経験と優れた見識を有しており、中立かつ客観的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。
同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号

2

き む ら よ し お

木 村 吉 男

1966年4月26日生

新任

社外

独立



所有する当社の株式数
200株

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

監査役会への出席状況
100% (9回/9回)

略歴、当社における地位

1989年4月 農林中央金庫入庫
2009年7月 同金庫那覇支店長
2011年7月 同金庫広報企画室長
2014年7月 同金庫総合企画部担当部長
2015年6月 同金庫JAバンク統括部長

2017年7月 同金庫執行役員
2021年4月 同金庫常任参与
2021年6月 株式会社マルハニチロ物流
社外監査役
2023年6月 当社社外監査役（現）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関における長年の経験と豊かな知識等、会社経営及び財務会計に関する豊富な経験と優れた見識を有しており、中立かつ客観的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。
同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



所有する当社の株式数
400株

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

監査役会への出席状況
100% (6回/6回)

略歴、当社における地位

1988年4月 当社入社
2020年4月 当社北米事業一部部長役
2022年4月 当社北米事業部部长役

2023年4月 当社事業管理部部長役
2024年4月 当社経理部部长役
2024年6月 当社監査役(現)

監査等委員である取締役候補者とした理由

入社以来、主に財務・経理等の管理部門に従事し、当社の北米事業一部や事業管理部部長役を経て、2024年6月から当社監査役を務めるなど、当社における豊富な業務経験とグローバル経営及び財務・会計に関する見識に基づき、的確かつ公正に取締役の職務の執行を監査・監督できる知識・能力を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。
同氏は、現在、当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大野泰一氏及び木村吉男氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 大野泰一氏及び木村吉男氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しており、当社は、大野泰一氏及び木村吉男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、後述ページに記載のとおりであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2025年10月に更新する予定であります。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス (予定)

役 職	氏 名	主な専門性・バックグラウンド							
		経営・ 事業戦略	グローバ ル経営	サステナ ビリティ	法務・ リスク	財務・ 会計	人事・ 人財開発	研究・ 開発	DX・ 知財
代表取締役社長	池 見 賢	●	●	●			●		●
取締役 専務執行役員	安 田 大 助	●	●						
取締役 専務執行役員	小 梶 聡	●	●					●	
取締役 常務執行役員	廣 嶋 精 一				●	●	●		●
社外取締役	奥 田 かつ枝	●			●	●			
社外取締役	外ノ池 佳 子				●				
社外取締役	ブラッドリー エドミスター	●	●	●	●				
社外取締役	高 松 信 彦	●	●	●				●	●
社外取締役 (常勤監査等委員)	大 野 泰 一	●				●			
社外取締役 (常勤監査等委員)	木 村 吉 男	●				●			
取締役 (常勤監査等委員)	山 寄 睦		●			●			

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

さ お と め よ し ひ ろ
早乙女 宜 宏 1978年9月21日生



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位

2007年11月	小川総合法律事務所入所 アソシエイト弁護士	2020年12月	永世総合法律事務所入所 パートナー弁護士
2009年11月	西新井総合法律事務所入所 パートナー弁護士	2022年4月	日本大学法科大学院准教授 (現)
2011年4月	日本大学法科大学院助教	2024年10月	AND総合法律事務所入所 パートナー弁護士 (現)
2014年4月	警察大学校講師 (現)		

重要な兼職の状況

弁護士

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士として法令遵守に関する豊富な経験と優れた見識を有しており、中立かつ客観的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 早乙女宜宏氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 早乙女宜宏氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しているため、当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、後述ページに記載のとおりであります。
4. 早乙女宜宏氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。早乙女宜宏氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2025年10月に更新する予定であります。

(ご参考)

＜社外役員の独立性判断基準＞

当社は、以下の事項に該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

- ① 当社グループの主要取引先の業務執行者。なお、主要取引先とは、その取引金額が当社グループ又は取引先（その親会社及び重要な子会社を含む）の連結売上高の２％を超える取引先をいう。
- ② 当社グループの主要借入先の業務執行者。なお、主要借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の２％を超える額を当社グループに融資している借入先をいう。
- ③ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- ④ 当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者
- ⑤ 上記①から④までに過去２年間に於いて該当していた者
- ⑥ 上記①から④に該当する者が、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれに準ずる権限を有する業務執行者である場合、その者の配偶者又は二親等以内の親族

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬は、2014年1月30日開催の臨時株主総会において、その総額を月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、その員数・構成及び職責などを勘案して、月額60百万円以内とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の具体金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、この報酬額には、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

本議案については、公正・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の協議を経ていることから、その内容は相当であるものと考えております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額について、職責及び経済情勢等の事情も考慮し、月額12百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件**1. 提案の理由及びこれを相当とする理由**

当社は2022年6月28日開催の第78期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠での取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、「原決議」という。）今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下同じ。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は原決議同様、取締役及び執行役員（以下、取締役及び取締役を兼務しない執行役員を総称して「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、今般、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を高めることにより、上記目的をより一層実現すべく、報酬枠の増枠についてもご承認をお願いするものであります。

当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、原決議と同様に、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（月額60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役等に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容**(1) 本制度の概要**

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者は、本制度の対象外とする。）及び執行役員（国内非居住者は、本制度の対象外とする。）

(3) 信託期間

原決議に基づき、2022年9月27日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続する。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了する。）

(4) 信託金額

原決議に基づき、当社は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する原則として3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」という。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」という。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において220,000,000円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。なお、対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、今後、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更いたします。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託として存続させることとします。

当社は、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。対象期間について本信託が取得する株式数の上限は、1事業年度当たりのポイント数の上限に、当該対象期間に係る事業年度数（中期経営計画の期間と一致する。）を乗じた数となります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。なお、ご参考として、本制度に基づき取締役等に対して付与するポイント数の上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり150,000ポイントであるため、2025年3月31日の終値3,261円を適用した場合、上記の必要資金は、約489百万円となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントを一次的に付与します。取締役等に対し事業年度毎に一次的に付与したポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じた係数を乗じることによって調整します。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は150,000ポイント（うち取締役分として60,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」という。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、当社と利害関係のない団体へ寄附されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により団体に寄附される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、物価高を受けて個人消費が伸び悩んだものの、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復傾向となりました。

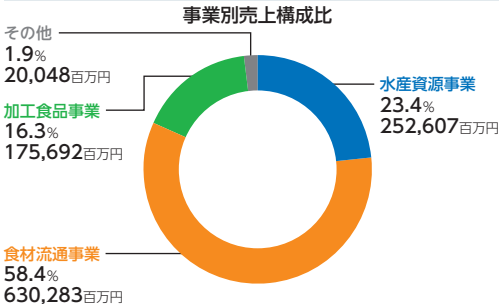
一方、中東情勢をはじめとした不安定な世界情勢、米国の経済政策を受けた世界経済の下振れリスク等が懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおいては、長期経営ビジョンの実現に向けて、引き続き「経営戦略とサステナビリティの統合」「価値創造経営の実践」「持続的成長のための経営基盤強化」に取り組んでまいりました。

(長期経営ビジョン)

- ①事業活動を通じた経済価値、社会価値、環境価値の創造により、持続可能な地球・社会づくりに貢献する
- ②総合食品企業として、グローバルに「マルハニチロブランド」の提供価値を高め、お客様の健康価値創造に貢献する
- ③水産資源調達力と食品加工技術力に基づく持続可能なバリューチェーンを強化し、企業価値の最大化を実現する

その結果、売上高は1,078,631百万円（前期比47,957百万円、4.7%増）、営業利益は30,381百万円（前期比3,847百万円、14.5%増）、経常利益は32,254百万円（前期比1,148百万円、3.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23,264百万円（前期比2,411百万円、11.6%増）となりました。



(単位：百万円)

	売上高	前期比	営業利益	前期比
■ 水産資源事業	252,607	11.7%増	1,586	45.8%減
■ 食材流通事業	630,283	0.9%増	13,305	33.3%増
■ 加工食品事業	175,692	9.6%増	13,462	26.6%増
■ その他	20,048	3.8%増	3,791	8.6%増
■ 全社	—	—	△1,764	—
計	1,078,631	4.7%増	30,381	14.5%増

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

※当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

水産資源事業

売上高構成比
23.4%

水産資源事業は、国内外で漁業を行う漁業ユニット、国内において主にブリ、カンパチ、マグロの養殖を行う養殖ユニット、北米・欧州を事業拠点とし、北米の豊富な水産資源を背景とした水産物の加工・販売を展開する北米ユニットから構成され、国内外の市場動向を注視しながら、収益の確保に努めました。

漁業ユニットは、ミクロネシア海域のカツオ及び日本近海のクロマグロの魚価下落、大西洋のカラスガレイの漁獲減で苦戦も、オーストラリアのメロ、エビの堅調な販売、ニュージーランド事業のイカ、アジ、ホキの漁獲増により増収、損益改善となりました。

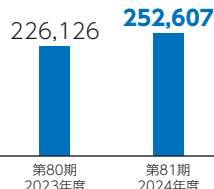
養殖ユニットは、ブリ・カンパチの販売価格の上昇等により増収も、高水温による成長遅れや餌料費等の高騰による原価上昇等により減益となりました。

北米ユニットは、北米ではカニ類の取扱い数量増等により増収となりました。一方、主力のスケソウダラのすりみ・フィレの相場は上昇傾向であるものの、ミール、魚油の相場下落もあり減益となりました。欧州では高利益商材の販売に注力し、取扱い数量を拡大したことにより増収増益となり、全体では増収増益となりました。

以上の結果、水産資源事業の売上高は252,607百万円（前期比11.7%増）、営業利益は1,586百万円（前期比45.8%減）となりました。

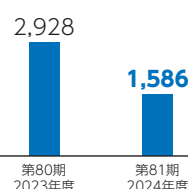
売上高

（単位：百万円）



営業利益

（単位：百万円）



遠洋底はえ縄漁船



ブリ、カンパチ、マグロ



ズワイガニ



メロ製品



スケソウダラ加工施設



食材流通事業

売上高構成比
58.4%

食材流通事業は、国内外にわたり水産物の調達・市場流通も含む販売ネットワークを持つ水産商事ユニット、多様な業態に対して水産商材や業務用商材の製造・販売を行う食材流通ユニット、国内外の畜産物及び農産物を取り扱う農畜産ユニットから構成され、グループにおける原料調達力、商品開発力、加工技術力を結集して業態ニーズに応える商品を提案し、収益の確保に努めました。

水産商事ユニットは、適正在庫の管理を徹底し、運転資金の効率化に注力したことに加え、冷凍マグロの市況回復やホタテの販売が好調だったことにより、売上は前年並みではあるものの増益となりました。

食材流通ユニットは、グループ内の連携を強化し販路拡大に努めたほか、量販・外食への販売や介護食事業が堅調に推移し、増収となりました。一方、業務効率の改善や生産性向上に努めたものの、生産・販売のコスト増加分を補いきれず、減益となりました。

農畜産ユニットは、取引条件や在庫の最適化など運転資金の効率化に向けた取組みを徹底したことにより、売上は前年並みも増益となりました。

以上の結果、食材流通事業の売上高は630,283百万円（前期比0.9%増）、営業利益は13,305百万円（前期比33.3%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)

624,877 630,283

第80期 第81期
2023年度 2024年度

営業利益 (単位：百万円)

9,979 13,305

第80期 第81期
2023年度 2024年度



業務用食品（鮭のたたき）



マンゴープリン、杏仁豆腐



メディケア食品



かき揚げ



冷凍ブロッコリー



加工食品事業

売上高構成比
16.3%

加工食品事業は、国内外において家庭用冷凍食品・缶詰・フィッシュソーセージ・ちくわ・デザート・調味料・フリーズドライ製品・ペットフード等の製造・販売を行う加工食品ユニット、化成品の製造・販売を行うファインケミカルユニットから構成され、お客様のニーズにお応えする商品の開発・製造・販売を通じて収益の確保に努めました。

加工食品ユニットは、主力製品の販売増加及び広告宣伝の強化、ペットフード事業の販売好調が売上に寄与し、ペットフード事業の主に北米向け販売が好調だったことにより増収増益となりました。

ファインケミカルユニットは、医薬品向けの販売が底堅く推移し、売上は前年並みも増益となりました。

以上の結果、加工食品事業の売上高は175,692百万円（前期比9.6%増）、営業利益は13,462百万円（前期比26.6%増）となりました。

売上高 (単位：百万円)

160,362 175,692

第80期 第81期
2023年度 2024年度

営業利益 (単位：百万円)

10,633 13,462

第80期 第81期
2023年度 2024年度



冷凍食品（五目あんかけ焼そば）



ペットフード（i CARE 腎臓ケアまぐろペースト）



スパウチゼリー
（Frutissier 贅沢果汁ぶどうゼリー）



フィッシュソーセージ
（DHA入りリサラーソーセージ）



精製魚油（DHA）

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、既存分野において優位性のある事業を更に確固たるものとし、成長分野に経営資源を集中させることを目的として、水産資源事業、加工食品事業及びその他これらに附随する事業を中心に全体で22,043百万円の設備投資を実施いたしました。

水産資源事業においては、Austral Fisheries Pty Ltd.において、延縄船を建造するなど、海外における漁獲・供給体制の強化を目的に8,392百万円の設備投資を実施いたしました。

加工食品事業においては、当社において、群馬工場の冷凍倉庫を建設するなど、生産・供給体制の強化を目的に3,991百万円の設備投資を実施いたしました。

その他、株式会社マルハニチロ物流において、川崎第一物流センターを増設するなど、5,301百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達に加え、調達手段の多様化、及び財務の安定化に対応するため、2024年4月25日に、第3回無担保社債15,000百万円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境については、原材料及びエネルギー価格の高騰や、米国政府の経済政策を受けた世界経済の先行き不透明感の増大、ロシア・ウクライナ問題、中東情勢をはじめとした地政学リスクの高まり等、引き続き予断を許さない状況が継続するとともに、10年、100年先を見据えると当社グループを取り巻く環境はさらに予測困難性が高まるものと考えております。

このような状況のもと、2025年度から2027年度までの3カ年を対象とするグループ新中期経営計画「For the ocean, for life 2027」の策定にあたり、当社グループは以下を主要な課題と捉えました。

- ・ 環境的、経済的に持続可能性の高い事業への選択と集中
- ・ 収益安定・向上のための事業構造改革、及び川下戦略強化
- ・ 食材流通、加工食品領域における海外展開の強化
- ・ 国内の生産拠点最適化へ向けた取組みの加速

新中期経営計画期間においては、事業セグメント毎のテーマ及び事業方針を明確に定めた上で、各課題の解決に取り組んでまいります。

また、長期的には、当社グループの強みの源泉である「資源調達力」「加工技術力」「食材提供力」という3つの強みを、消費者起点のバリューサイクルによって持続的な価値創造につなげた上で、その仕組みを国内外各エリアのニーズに合わせ「グローバル」に展開することで、「持続的な

タンパク質の提供」と「健康価値の創造」を実現してまいります。

新中期経営計画の初年度となる次期の連結業績は、売上高1,080,000百万円（前期比0.1％増）、営業利益27,000百万円（前期比11.1％減）、経常利益26,000百万円（前期比19.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益17,500百万円（前期比24.8％減）を予定しております。

なお、上記業績予想にはコーポレート・アイデンティティの変更等に伴う変革費用5,000百万円を見込んでおります。

各事業の対処すべき課題

当社グループは、「魚」をコアにした水産食品企業グループであり、同種の事業を同じ視点で評価できる組織体系を構築し、バリューチェーンの強化を図るため、事業セグメントを「水産資源」、「食材流通」、「加工食品」の3つを報告セグメントとしております。

なお、次期における事業ユニットの編成については、主に事業類似性の観点から「水産資源」の北米ユニットにおける欧州事業を「食材流通」の水産商事ユニットに移管します。

各事業の対処すべき課題は次のとおりであります。

～水産資源事業～

水産資源事業は、持続可能な資源調達へ向けたビジネスモデル変革を推進します。バリューサイクルを強化するために、川下戦略を推進して付加価値を向上させ、事業ボラティリティを軽減してまいります。

漁業ユニットは、燃油などの操業コストが引き続き高止まりすると見込まれますが、環境的及び経済的に不採算な事業・船の選択と集中を図るほか、新船を投入することにより操業効率を改善してまいります。

養殖ユニットは、当面ブリ・カンパチの相場が高値で推移し、生産コストも高値が継続すると見込まれますが、高水温対策を進め原価低減を図るほか、アジアを中心とした輸出拡大に取り組んでまいります。

北米ユニットにおいては、主力のスケソウダラの相場は今後も改善が続く見通しです。生産拠点の統合などによる生産コスト低減は徐々に効果がでてきており、引き続き、収益性が高い製品の製造比率を上げ、生産性の向上と取扱数量の拡大に努めてまいります。

～食材流通事業～

食材流通事業は、グローバル戦略を推進し、海外展開を強化してまいります。グループにおける川下戦略をけん引する役割を担い、グローバルでの食材流通網の拡大を積極的に図ってまいりま

す。

水産商事ユニットは、米国の関税の動向によっては、水産物の相場が下がる可能性も考えられますが、現在の国内水産物需要は安定しており、相場・在庫共に堅調に推移すると予想されます。欧州においては、更なる事業領域及び販売網の拡大を図ってまいります。国内・欧州共に、グループ内連携を一層加速させ、強固な事業基盤を構築してまいります。

食材流通ユニットは、冷凍食品・水産品・畜産品・農産品など全てのカテゴリーの商品を、外食・宅配生協・量販店・介護・C V S・給食などの顧客起点で販売強化してまいります。また、海外も含めグループ内の全体最適を推し進め、ニーズに応える付加価値商品の生産及び販売における効率化を推進し、収益の向上に努めてまいります。

農畜産ユニットは、国内外に渡る多様な調達網を活用し、市場のニーズに対応した商品や相場の影響を受けづらい高付加価値商品へ注力すると共に、グループ内連携強化により販路の拡大と収益の最大化を図ってまいります。

～加工食品事業～

加工食品事業は、国内の生産体制の最適化を継続して進めると共に、グローバルで求められる健康価値を提供してまいります。

加工食品ユニットは、国内においては、事業構造の見直しと転換を図ると共に、主力商品の販売拡大と宣伝広告の強化を進めます。また、海外では、北米向けの販売における関税影響が懸念されますが、商品開発や販路開拓による販売増加及び生産性向上に努め、収益を確保してまいります。

ファインケミカルユニットでは、機能性表示取得による既存製品の深堀や医薬原薬事業の拡大を図るほか、微細藻類DHA事業への参入を進め、事業規模拡大に努めてまいります。

当社グループは「For the ocean, for life -海といのちの未来をつくる-」をパーパス＝組織を牽引していく最上位概念として定め、海を起点とした価値創造力で食を通じて人も地球も健康にする「ソリューションカンパニー」への変革を目指してまいります。

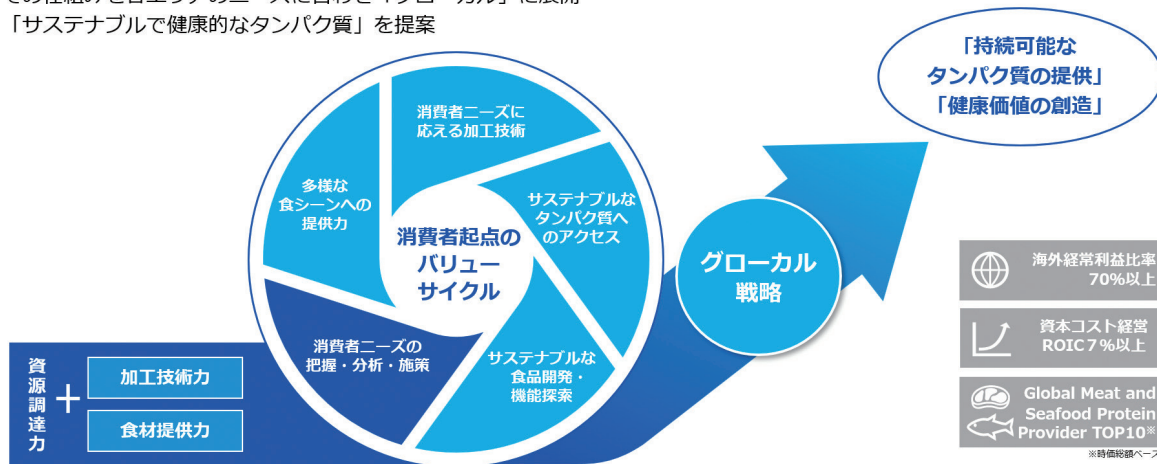
また、こうした事業活動の前提として、当社グループは「私たちは誠実を旨とし、本物・安心・健康な「食」から広がる豊かなくらしとしあわせに貢献します」を当社グループが果たすミッションと定め、全員で共有し、実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

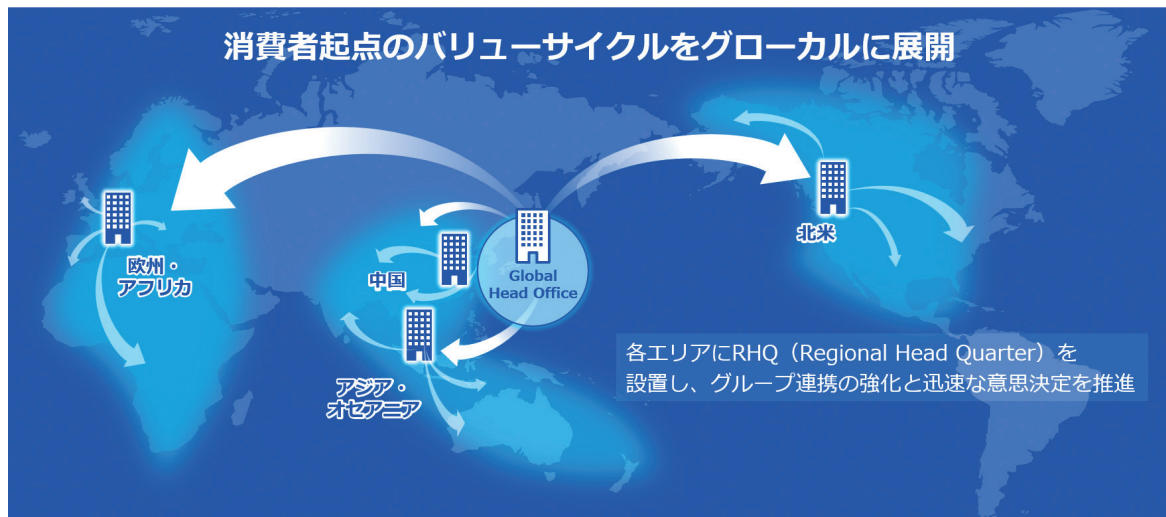
<10年後に向けた長期ビジョン>

■10年後に向けた新長期ビジョン

当社グループの強みを、消費者起点の連携で持続的な価値創造を可能にする「バリューサイクル」で強化
その仕組みを各エリアのニーズに合わせ「グローバル」に展開
「サステナブルで健康的なタンパク質」を提案

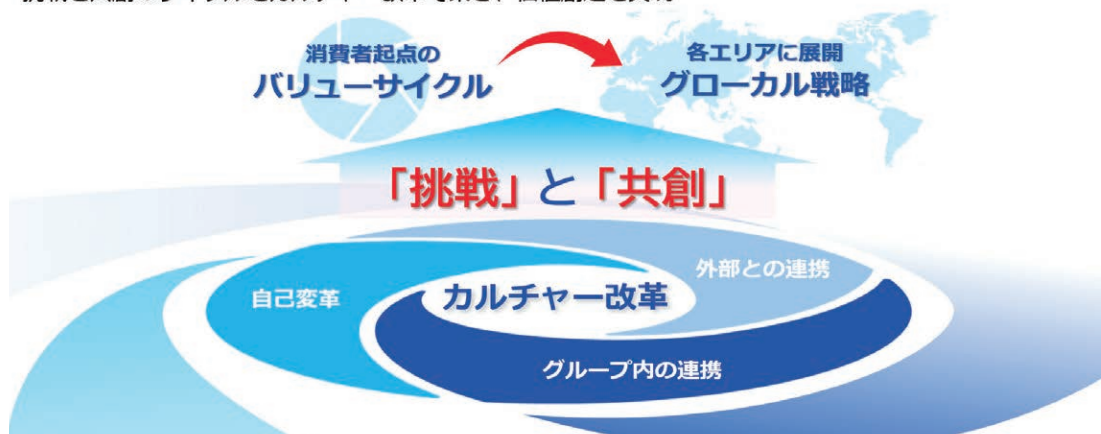


■ グローバル戦略を推進



■ 「挑戦」と「共創」の文化へ

挑戦と共創のサイクルをカルチャー改革で繋ぎ、価値創造を実現



<中期経営計画「For the ocean, for life 2027」の概要>

■ 中期経営計画方針

バリューサイクル構築とグローバル戦略を推進し、安定的なキャッシュ創出、収益性・資本効率向上、積極的な成長投資の実施、適切な財務バランスを維持しつつ株主還元の充実により、企業価値の向上に取り組む

新長期ビジョンの実現に向けたアクション



財務目標

営業利益 400億円	R&I格付け A-格維持
ROIC 5%	配当性向 30%以上（累進配当）
成長投資* 1,400億円以上	PBR 1倍以上

*成長投資：オーガニック成長投資＋インオーガニック成長投資

詳細につきましては、以下をご参照ください。

経営計画 URL：<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/ir/midterm>



活動事例

■ 統合報告書

詳細につきましては、以下をご参照ください。

<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/sustainability/report/pdf/report2024.pdf>



- ・ 価値創造の原動力 (P.2)
- ・ 価値創造ストーリー (P.16)
- ・ 価値創造経営の実践 (P.26)
- ・ 社会価値の創造 (P.34)
- ・ 環境価値の創造 (P.44)
- ・ 持続的成長のための経営基盤強化 (P.54)
- ・ 事業戦略 (P.66)
- ・ MNV創造を支えるガバナンス (P.77)
- ・ コーポレートデータ (P.92)

■ サステナビリティに関する取組み

詳細につきましては、以下をご参照ください。

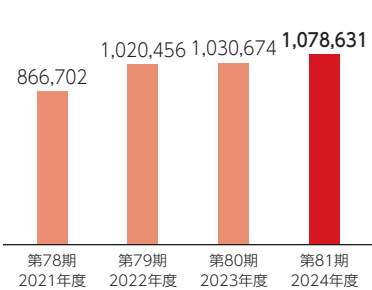
<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/sustainability/>



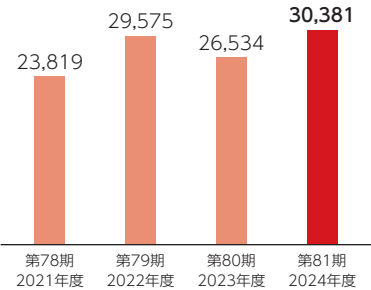
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第78期 2021年度	第79期 2022年度	第80期 2023年度	第81期 (当連結会計年度) 2024年度
売上高 (百万円)	866,702	1,020,456	1,030,674	1,078,631
営業利益 (百万円)	23,819	29,575	26,534	30,381
経常利益 (百万円)	27,596	33,500	31,106	32,254
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	16,898	18,596	20,853	23,264
1株当たり 当期純利益 (円)	321.13	363.68	413.61	461.90
総資産 (百万円)	548,603	637,227	671,801	681,211
純資産 (百万円)	187,895	212,522	245,480	275,396
1株当たり 純資産 (円)	3,043.95	3,534.39	4,112.65	4,557.73

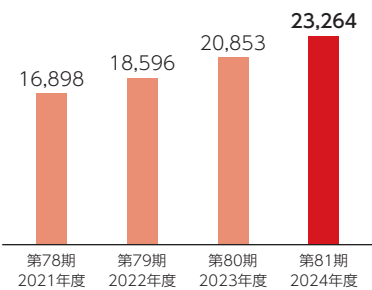
売上高 (単位：百万円)



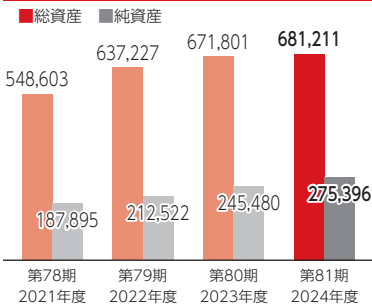
営業利益 (単位：百万円)



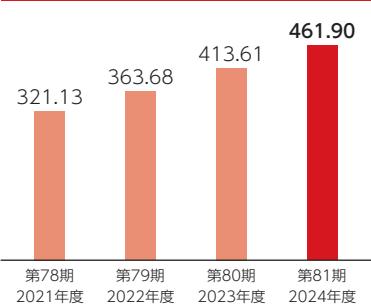
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



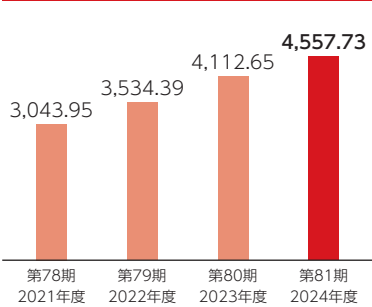
総資産 / 純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
■ 大 洋 エ ー ア ン ド エ フ 株 式 会 社	709	100.0	水産資源事業（漁業ユニット）
■ Austral Fisheries Pty Ltd.	千豪ドル 31,035	50.0	水産資源事業（漁業ユニット）
■ Maruha Capital Investment, Inc.	千米ドル 66,943	100.0	水産資源事業（北米ユニット）
■ Westward Seafoods, Inc.	千米ドル 30,740	※ 100.0	水産資源事業（北米ユニット）
■ Premier Pacific Seafoods, Inc.	千米ドル 1	※ 100.0	水産資源事業（北米ユニット）
■ Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	千ユーロ 100	100.0	水産資源事業（北米ユニット）
■ Seafood Connection Holding B.V.	千ユーロ 18	※ 70.0	水産資源事業（北米ユニット）
■ 大 都 魚 類 株 式 会 社	2,628	100.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 神 港 魚 類 株 式 会 社	100	100.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 大 東 魚 類 株 式 会 社	100	90.2	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	97	100.0	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 九 州 中 央 魚 市 株 式 会 社	90	※ 83.6	食材流通事業（水産商事ユニット）
■ 株 式 会 社 ヤ ヨ イ サ ン フ ー ズ	727	100.0	食材流通事業（食材流通ユニット）
■ 株 式 会 社 マ ル ハ ニ チ ロ オ ー シ ャ ン	50	100.0	食材流通事業（食材流通ユニット）
■ マ ル ハ ニ チ ロ 畜 産 株 式 会 社	400	100.0	食材流通事業（農畜産ユニット）
■ ア イ シ ア 株 式 会 社	660	100.0	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ 株 式 会 社 マ ル ハ ニ チ ロ 北 日 本	50	100.0	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ K F F o o d s L i m i t e d	百万バーツ 300	※ 99.9	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ Kingfisher Holdings Limited	百万バーツ 119	※ 50.6	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ Southeast Asian Packaging and Canning Limited	百万バーツ 90	※ 99.9	加工食品事業（加工食品ユニット）
■ 株 式 会 社 マ ル ハ ニ チ ロ 物 流	430	100.0	その他

(注) 1. 会社名の左に記載している□マークは、事業別になっております。
（■水産資源事業、■食材流通事業、■加工食品事業、■その他）
2. ※印は間接保有の株式が含まれております。
3. 当社の完全子会社であるWestward Seafoods, Inc.及びAlyeska Seafoods, Inc.は、2024年10月21日を効力発生日として、Westward Seafoods, Inc.を存続会社、Alyeska Seafoods, Inc.を消滅会社とする吸収合併を行いました。
4. 株式会社マルハニチロオーシャンは重要な子会社に該当することになりました。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及びその子会社96社、関連会社54社により構成されており、事業は水産資源事業、食材流通事業、加工食品事業、その他これらに附帯する事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	本社所在地	主な営業所及び工場
当社	東京都江東区	(営業所) 北海道支社（北海道）、東北支社（宮城県）、関東支社（東京都）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、中四国支社（広島県）、九州支社（福岡県） (工場) 新石巻工場（宮城県）、白鷹工場（山形県）、大江工場（山形県）、宇都宮工場（栃木県）、群馬工場（群馬県）、下関工場（山口県） (研究所) 中央研究所（茨城県）
大都魚類株式会社	東京都江東区	(営業所) 千住支社（東京都）、大田支社（東京都）、成田支社（千葉県）
株式会社ヤヨイサンフーズ	東京都港区	(営業所) 北海道支店（北海道）、東北支店（宮城県）、関信越支店（群馬県）、静岡支店（静岡県）、中部支店（愛知県）、近畿支店（大阪府）、中国支店（広島県）、九州支店（福岡県） (工場) 気仙沼工場（宮城県）、長岡工場（新潟県）、清水工場（静岡県）、九州工場（福岡県）
アイシア株式会社	東京都港区	(営業所) 北海道支店（北海道）、東日本支店（東京都）、中部支店（愛知県）、西日本支店（大阪府）、九州支店（福岡県）
大洋エーアンドエフ株式会社	東京都中央区	
株式会社マルハニチロオーシャン	東京都中央区	(営業所) 焼津まぐろ部（静岡県）、吉田まぐろ部（静岡県）、物流部（静岡県） (工場) 札幌事業所（北海道）、仙台食品工場（宮城県）、焼津食品工場（静岡県）、吉田食品工場（静岡県）
株式会社マルハニチロ物流	東京都中央区	(営業所) 関東支社（東京都）、中部支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、九州支社（福岡県）
株式会社マルハニチロ北日本	北海道釧路市	(工場) 釧路工場（北海道）、富良野工場（北海道）、森工場（北海道）、青森工場（青森県）
マルハニチロ畜産株式会社	北海道 札幌市西区	(工場) 札幌工場（北海道）、名寄工場（北海道）、十勝工場（北海道）
大東魚類株式会社	愛知県 名古屋市熱田区	
神港魚類株式会社	兵庫県 神戸市兵庫区	(営業所) 東部支社（兵庫県）、明石支社（兵庫県）
株式会社マルハ九州魚市ホールディングス	福岡県 福岡市東区	
九州中央魚市株式会社	熊本県 熊本市西区	(営業所) 鹿児島市場（鹿児島県）

会社名	本社所在地	主な営業所及び工場
Maruha Capital Investment, Inc.	アメリカ ワシントン州	
Westward Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	(工場) ダッチハーバー工場 (アメリカ アラスカ州)、 ノーザンビクター工場 (アメリカ アラスカ州) ウナラスカ工場 (アメリカ アラスカ州)
Premier Pacific Seafoods, Inc.	アメリカ ワシントン州	
Austral Fisheries Pty Ltd.	オーストラリア 西オーストラリア州	
Maruha Nichiro Europe Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
Seafood Connection Holding B.V.	オランダ フレヴォラント州	
KF Foods Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ナディー工場 (タイ サムットサコン県)
Kingfisher Holdings Limited	タイ サムットサコン県	(工場) ソングラ工場 (タイ ソングラ県)
Southeast Asian Packaging and Canning Limited	タイ サムットサコン県	(工場) バンプー工場 (タイ サムットプラカーン県)、 ナディー工場 (タイ サムットサコン県)

(ご参考) マルハニチロのネットワーク

- ・ 本社関連主要拠点

<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/outline/data/office/>

- ・ グループ会社主要拠点

<https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/outline/group/>



(9) 従業員の状況

①連結会社の状況

事業	従業員数 / [臨時従業員数] (名)	前期末比増減 (名)
■ 水産資源事業	2,271 [1,244]	△37 [1]
■ 食材流通事業	3,020 [2,932]	59 [△150]
■ 加工食品事業	5,801 [8,658]	△128 [257]
■ その他	829 [109]	△10 [22]
■ 全社（共通）	533 [103]	39 [15]
合計	12,454 [13,046]	△77 [145]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。
3. 当期より、一部の事業につき、報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

②当社の状況

従業員数 / [臨時従業員数] (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,689 [1,803]	38 [35]	41.4	15.0

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	49,057
農林中央金庫	40,749
株式会社三菱UFJ銀行	36,898
三井住友信託銀行株式会社	13,858
株式会社山口銀行	13,318

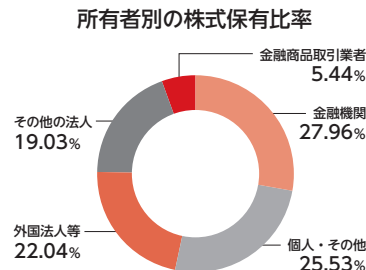
2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 118,957,000株

(2) 発行済株式の総数 50,537,288株
(自己株式41,549株を除く。)

(3) 株主数 67,721名
(前期末比232名増)

(4) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,540	12.94
大東通商株式会社	4,931	9.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,980	5.90
JPモルガン証券株式会社	1,014	2.01
農林中央金庫	932	1.84
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	850	1.68
OUGホールディングス株式会社	846	1.67
株式会社みずほ銀行	799	1.58
日本生命保険相互会社	739	1.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	714	1.41

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 (41,549株) を控除して計算しております。

なお、自己株式には、株式給付信託 (B B T 及び J-ESOP) に係る信託口名義の株式 (166,876株) は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	—	—
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	池 見 賢	
代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	半 澤 貞 彦	品質保証部、お客様相談センター、開発部、ロジスティクス部、各支社、広域営業部 担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	舟 木 謙 二	水産資源セグメント長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	廣 嶋 精 一	コーポレート部門 統括 経理部、監査部 担当
取 締 役	奥 田 かつ 枝	
取 締 役	外ノ池 佳 子	弁護士
取 締 役	ブ ラ ッ ド リ ー エ ド ミ ス タ ー	米国ニューヨーク州弁護士
取 締 役	高 松 信 彦	
常 勤 監 査 役	綾 隆 介	
常 勤 監 査 役	大 野 泰 一	
常 勤 監 査 役	木 村 吉 男	
常 勤 監 査 役	山 嵯 睦	
監 査 役	兼 山 嘉 人	公認会計士

(注) 1. 当事業年度中に辞任した者は以下のとおりであります。

辞 任 時 の 会 社 に お け る 地 位	氏 名	辞 任 時 の 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	辞 任 日
取締役 取締役 役員 常務執行役員	舟 木 謙 二	水産資源セグメント長	2 0 2 5 年 3 月 3 1 日

2. 取締役奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、ブラッドリー エドミスター氏及び高松信彦氏は、社外取締役であります。
3. 監査役綾隆介氏、大野泰一氏、木村吉男氏及び兼山嘉人氏は、社外監査役であります。
4. 監査役兼山嘉人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 各社外役員の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 当社は、取締役奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、ブラッドリー エドミスター氏及び高松信彦氏並びに監査役綾隆介氏、大野泰一氏、木村吉男氏及び兼山嘉人氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2025年4月1日をもって、会社における地位、担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役 取締役 役員 常務執行役員	廣 嶋 精 一	コーポレート部門長 人事部 担当
取 締 役 特 任 顧 問	半 澤 貞 彦	マーケティング部門 補佐

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役奥田かつ枝氏、外ノ池佳子氏、ブラッドリー エドミスター氏及び高松信彦氏並びに社外監査役兼山嘉人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び国内連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりです。

1) 基本方針

当社は経営陣・取締役の報酬について、短期業績に対する責任を明確にするとともに、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬制度を導入しております。具体的には、経営陣・取締役の報酬は、固定報酬・短期業績連動報酬・中期業績連動型株式報酬により構成しております。ただし監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

2) 固定報酬の個人別の報酬等の額及び支給時期等の決定方針

当社の取締役の固定報酬は月例での支給とし、各取締役の役位や役割・責務等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

3) 短期業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定方針

短期業績連動報酬は、財務活動も含めた総合的な収益力の向上が重要であるとの判断から、連結経常利益を指標としております。別途定める基準に従い、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を翌年度にて月例での支給としております。

4) 中期業績連動型株式報酬の内容及び額の算定方法の決定方針

中期業績連動型株式報酬については、中長期的な企業価値向上と持続的成長を図るためのインセンティブの付与を目的として、株式給付信託の仕組みを採用し、別途定める株式給付規程に従って役位に応じたポイントを付与し、ポイントに応じて取締役を退任した時に当社株式を交付しております。

5) 固定報酬の額及び短期業績連動報酬の額並びに中期業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

固定報酬、短期業績連動報酬及び中期業績連動型株式報酬の割合が、概ね60％：30％：10％となることを目安として役員報酬制度を設計しております。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として役員報酬制度及び水準並びに報酬額等につき審議を行い、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐しております。個人別の報酬額については、取締役会において指名・報酬委員会からの答申を尊重し、決定しております。

②監査役の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役	301	198	84	18	9
（うち社外取締役）	(55)	(55)	(－)	(－)	(5)
監査役	99	99	－	－	6
（うち社外監査役）	(78)	(78)	(－)	(－)	(4)
合計	401	297	84	18	15
（うち社外役員）	(133)	(133)	(－)	(－)	(9)

- (注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度における業績連動報酬等のうち金銭報酬については、前事業年度の連結経常利益予算に対する達成度により決定しておりますが、2023年度における達成率は115%でした。なお、連結経常利益の推移は「1 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
4. 当事業年度における業績連動報酬等のうち非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度において、当事業年度に付与された又は付与が見込まれた株式給付ポイント数に基づき、当期に費用計上すべき額を記載しております。
5. 2014年1月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は月額10百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は13名（うち社外取締役は2名）、対象監査役の員数は5名（うち社外監査役は4名）です。
6. 2022年6月28日開催の第78期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。なお、株式給付信託で取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,000ポイント（うち取締役分として19,000ポイント）を上限とし、取締役等に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されると決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 奥田 かつ枝	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席しております。主に不動産鑑定業務を通じた豊富な経験と優れた見識、複数の企業で培われた会社経営の知見に基づき、議案・審議等に必要の発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会6回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
取締役 外ノ池 佳子	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席しております。弁護士としての法令遵守の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要の発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会6回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
取締役 ブラッドリー エドミスター	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席しております。米国ニューヨーク州弁護士としての長年の活動によるクロスボーダーM&A分野における豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要の発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。
取締役 高松 信彦	2024年6月25日の社外取締役就任後に開催された取締役会12回全てに出席しております。グローバルな会社経営の知見、豊富な経験と優れた見識に基づき、議案・審議等に必要の発言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及びグループ経営に貢献しております。 また、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、社外取締役就任後に開催された指名・報酬委員会4回全てに出席し、客観的・中立的な立場から、当社の役員候補者、役員報酬制度・水準及び報酬額等の審議に必要な発言を行うことにより、取締役会の監督機能の向上及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しております。
監査役 綾 隆介	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また監査役会9回全てに出席しております。金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要の発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
監査役 大野 泰一	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また監査役会9回全てに出席しております。金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要の発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監 査 役 木 村 吉 男	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また監査役会9回全てに出席しております。金融機関における長年の経験と豊かな見識等、財務会計の知見を有し、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。
監 査 役 兼 山 嘉 人	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また監査役会9回全てに出席しております。公認会計士として財務会計の知見を有し専門的な見地から、議案・審議等に必要な発言を行うことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	170
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	311

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Austral Fisheries Pty Ltd.、Maruha Capital Investment, Inc.、Westward Seafoods, Inc.、Premier Pacific Seafoods, Inc.、Maruha Nichiro Europe Holding B.V.、Seafood Connection Holding B.V.、KF Foods Limited、Kingfisher Holdings Limited及びSoutheast Asian Packaging and Canning Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員状況、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である社債発行に関する監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務及び自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言への対応に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、同議案を株主総会に提案いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要施策と位置付けております。持続的な成長への取組みと、財務面での充実を図りつつ、経営環境を見極めながら安定配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。配当につきましては、取締役会決議による中間配当、及び株主総会決議による期末配当の年2回を行うこととしております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。自己株式の取得については、業績動向を踏まえて剰余金の配当等の決定に関する方針と整合的な範囲において機動的に実施することとしております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	414,576	流 動 負 債	236,915
現 金 及 び 預 金	49,240	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	44,972
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	133,259	短 期 借 入 金	133,069
棚 卸 資 産	218,005	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	5,000
そ の 他	14,444	未 払 金	31,543
貸 倒 引 当 金	△373	未 払 法 人 税 等	6,416
		賞 与 引 当 金	2,283
		損 害 賠 償 損 失 引 当 金	53
		そ の 他	13,576
固 定 資 産	266,635	固 定 負 債	168,899
有 形 固 定 資 産	158,211	社 債	33,000
建 物 及 び 構 築 物	59,917	長 期 借 入 金	99,842
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	44,105	特 別 修 繕 引 当 金	111
土 地	41,925	環 境 対 策 引 当 金	18
建 設 仮 勘 定	5,685	役 員 株 式 給 付 引 当 金	142
そ の 他	6,578	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	200
無 形 固 定 資 産	31,322	退 職 給 付 に 係 る 負 債	22,495
の れ ん	5,728	そ の 他	13,088
そ の 他	25,593	負 債 合 計	405,815
投 資 そ の 他 の 資 産	77,101	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	44,671	株 主 資 本	197,090
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,582	資 本 金	20,000
繰 延 税 金 資 産	1,690	資 本 剰 余 金	36,309
そ の 他	25,615	利 益 剰 余 金	141,324
貸 倒 引 当 金	△1,459	自 己 株 式	△542
資 産 合 計	681,211	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	32,477
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,212
		為 替 換 算 調 整 勘 定	21,457
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△191
		非 支 配 株 主 持 分	45,827
		純 資 産 合 計	275,396
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	681,211

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目						金 額	
売 上							1,078,631
売 上 原 価							933,033
売 上 総 利 益							145,598
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							115,216
営 業 利 益							30,381
営 業 外 収 益							
受 取 配 当 金					1,557		
為 替 差 益					1,714		
補 助 金 収 入					1,267		
雑 収 入					2,394		6,932
営 業 外 費 用							
支 払 利 息					4,195		
支 分 法 に よ る 投 資 損 失					224		
雑 支 出					639		5,059
経 常 利 益							32,254
特 別 利 益							
固 定 資 産 売 却 益					639		
投 資 有 価 証 券 売 却 益					10,903		
受 取 保 険 金 他					0		
そ の 他					378		11,922
特 別 損 失							
固 定 資 産 処 分 損					482		
減 損 損 失 他					1,303		
そ の 他					445		2,231
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益							41,945
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税							10,306
法 人 税 等 調 整 額							1,813
当 期 純 利 益							29,825
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							6,560
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							23,264

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	221,289	流 動 負 債	133,054
現金 及 び 預 金	4,116	買 掛 金	19,624
受取手形及び売掛金	72,859	短 期 借 入 金	77,664
商 品 及 び 製 品	83,148	コマーシャル・ペーパー	5,000
仕 掛 品	14,868	未 払 金	22,224
原材料及び貯蔵品	5,138	未 払 法 人 税 等	2,444
短 期 貸 付 金	35,309	そ の 他	6,096
そ の 他	5,848	固 定 負 債	127,835
固 定 資 産	164,819	社 債	33,000
有 形 固 定 資 産	29,746	長 期 借 入 金	80,369
建 物	12,241	繰 延 税 金 負 債	491
機 械 及 び 装 置	6,090	退 職 給 付 引 当 金	11,034
土 地	9,668	環 境 対 策 引 当 金	18
そ の 他	1,746	役 員 株 式 給 付 引 当 金	142
無 形 固 定 資 産	2,738	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	200
投資その他の資産	132,334	そ の 他	2,578
投資有価証券	27,569	負 債 合 計	260,889
関係会社株式	65,699	(純 資 産 の 部)	
関係会社出資金	1,207	株 主 資 本	115,804
長期貸付金	30,194	資 本 金	20,000
前払年金費用	4,577	資 本 剰 余 金	10,800
そ の 他	3,125	資 本 準 備 金	5,000
貸倒引当金	△38	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,800
資 産 合 計	386,109	利 益 剰 余 金	85,545
		そ の 他 利 益 剰 余 金	85,545
		別 途 積 立 金	1,692
		繰 越 利 益 剰 余 金	83,853
		自 己 株 式	△541
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,414
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,414
		純 資 産 合 計	125,219
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	386,109

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売 上 高										524,625	
売 上 原 価										459,907	
売 上 総 利 益										64,718	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費										57,889	
営 業 利 益										6,828	
営 業 外 収 益											
受 取 利 息										472	
受 取 配 当 金										8,145	
為 替 差 益										176	
雑 収 入										504	9,299
営 業 外 費 用											
支 払 利 息										1,334	
雑 支 出										359	1,693
経 常 利 益										14,434	
特 別 利 益											
投 資 有 価 証 券 売 却 益										11,363	
受 取 保 険 金										0	
そ の 他										353	11,717
特 別 損 失											
固 定 資 産 処 分 損										271	
投 資 有 価 証 券 評 価 損										1	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損										1,999	
そ の 他										93	2,366
税 引 前 当 期 純 利 益										23,785	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税										4,660	
法 人 税 等 調 整 額										850	
当 期 純 利 益										18,273	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

マルハニチロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 太 基
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 本 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルハニチロ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルハニチロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

マルハニチロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 太 基
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 本 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルハニチロ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までのマルハニチロ株式会社第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

マルハニチロ株式会社 監査役会

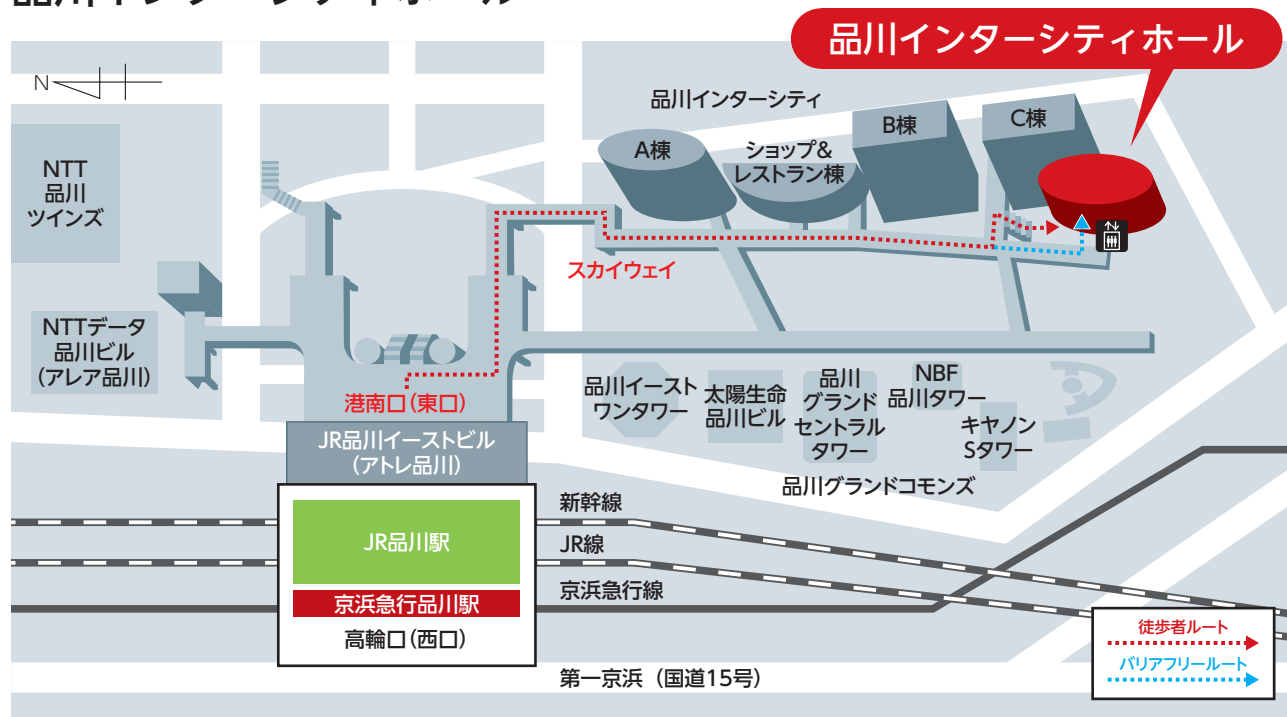
常 勤 監 査 役（社外監査役）	綾	隆 介
常 勤 監 査 役（社外監査役）	大 野	泰 一
常 勤 監 査 役（社外監査役）	木 村	吉 男
常 勤 監 査 役	山 寄	睦
監 査 役（社外監査役）兼	山 嘉	人

以 上

会場ご案内略図

会場

東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール



交通

● JR各線 ● 京浜急行線 「品川駅」下車 港南口(東口)より
品川インターシティスカイウェイ(歩行者専用通路)にて 徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。